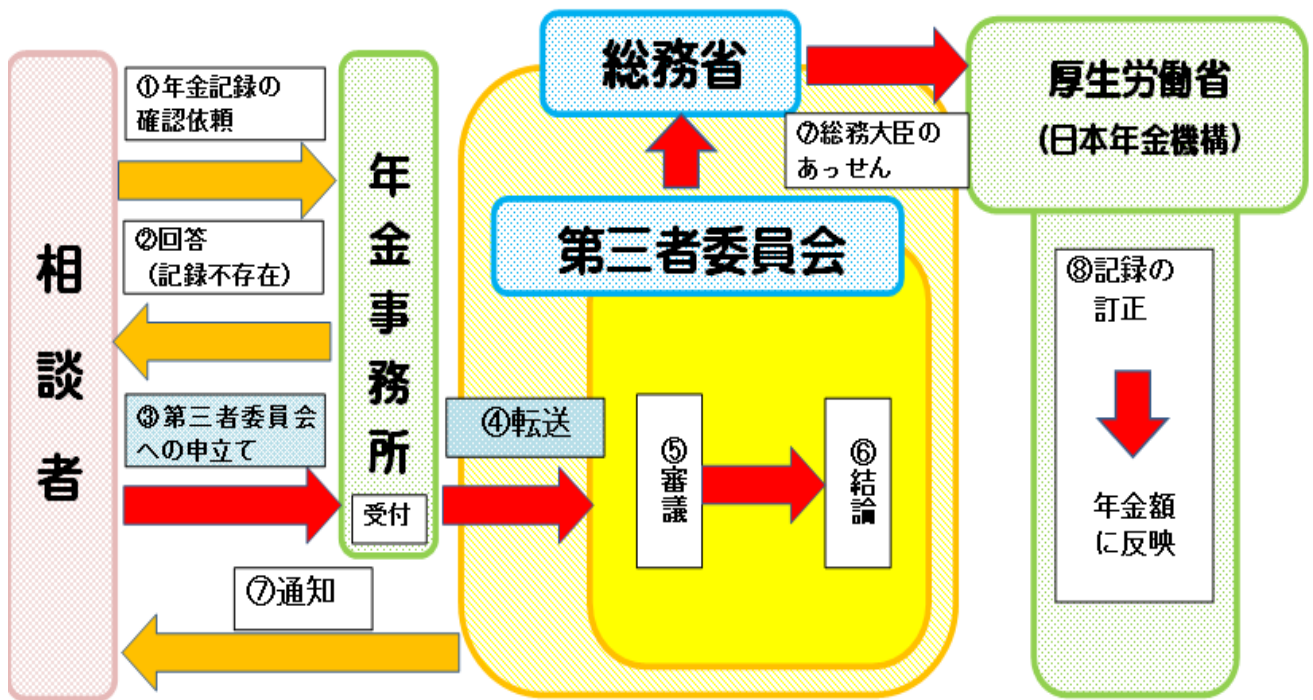


総務省説明資料

平成24年度 年金記録確認第三者委員会の活動の状況

【年金記録確認第三者委員会とは】

- 年金記録問題への対応の一つとして、年金記録の訂正の申立てについて国民の立場に立って公正な判断を示すことを任務とし、平成19年6月、総務省に臨時の機関として緊急に設置された審議会
- 総務大臣は、第三者委員会の判断結果に沿って、厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正をあっせん
- 中央委員会（本省）（委員長：高野利雄弁護士（元名古屋高等検察庁検事長））及び全国50か所（※）に地方委員会が置かれ、平成25年3月末現在、608人の委員が任命され、年金記録の確認の申立てについて審議（※）平成25年5月16日、ブロック単位（全国9か所）に集約



※ 次ページ以降のデータは、平成25年3月31日現在の中央委員会及び地方委員会全体の処理件数等の速報値で、今後、修正があり得る。

1 委員会発足以降の申立ての処理状況

○ 発足以来の累計では、266,314件の申立てを受け付け、 261,977件を処理

(第三者委員会での処理233,045件、日本年金機構段階での処理(※) 28,932件)

※ 記録訂正の申立てのうち、定型的に処理できる一定の条件に当てはまるもの等については、第三者委員会に転送されず、日本年金機構段階で処理(記録訂正等)されている。

○ 累計受付件数に対する処理率は98.4%

年度別／累計の申立受付・処理件数及び処理率

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (速報値)
当該年度の受付件数	50,752 (50,752)	49,807 (100,559)	60,374 (160,933)	59,912 (220,845)	27,606 (248,451)	17,863 (266,314)
当該年度の処理件数	5,796 (5,796)	56,685 (62,481)	61,117 (123,598)	68,795 (192,393)	48,961 (241,354)	20,623 (261,977)
日本年金機構段階で処理	－	2,943 (2,943)	3,740 (6,683)	6,290 (12,973)	6,843 (19,816)	9,116 (28,932)
記録訂正	－	692 (692)	1,403 (2,095)	2,458 (4,553)	5,063 (9,616)	8,146 (17,762)
取下げ等	－	2,251 (2,251)	2,337 (4,588)	3,832 (8,420)	1,780 (10,200)	970 (11,170)
第三者委員会での処理	5,796 (5,796)	53,742 (59,538)	57,377 (116,915)	62,505 (179,420)	42,118 (221,538)	11,507 (233,045)
記録訂正が必要と判断	2,397 (2,397)	20,368 (22,765)	27,562 (50,327)	30,381 (80,708)	19,631 (100,339)	5,454 (105,793)
記録訂正が不要と判断	2,938 (2,938)	31,176 (34,114)	26,956 (61,070)	28,879 (89,949)	20,791 (110,740)	5,658 (116,398)
取下げ等	461 (461)	2,198 (2,659)	2,859 (5,518)	3,245 (8,763)	1,696 (10,459)	395 (10,854)
当該年度末時点の処理率	11.4%	62.1%	76.8%	87.1%	97.1%	98.4%

()の数値は当該年度末の累計件数である

○ このうち年金記録の回復が図られたものは123,555件(51.5%)

(年金記録の回復が図られた123,555件は、処理件数261,977件から本人取下げ等22,024件を除いた239,953件の51.5%に当たる)

* 第三者委員会の調査審議により記録訂正 105,793件

(記録訂正が必要と判断した105,793件は、第三者委員会の処理件数233,045件から本人取下げ等10,854件を除いた222,191件の47.6%に当たる)

* 日本年金機構段階で記録回復 17,762件

2 平成24年度の申立ての受付及び処理状況

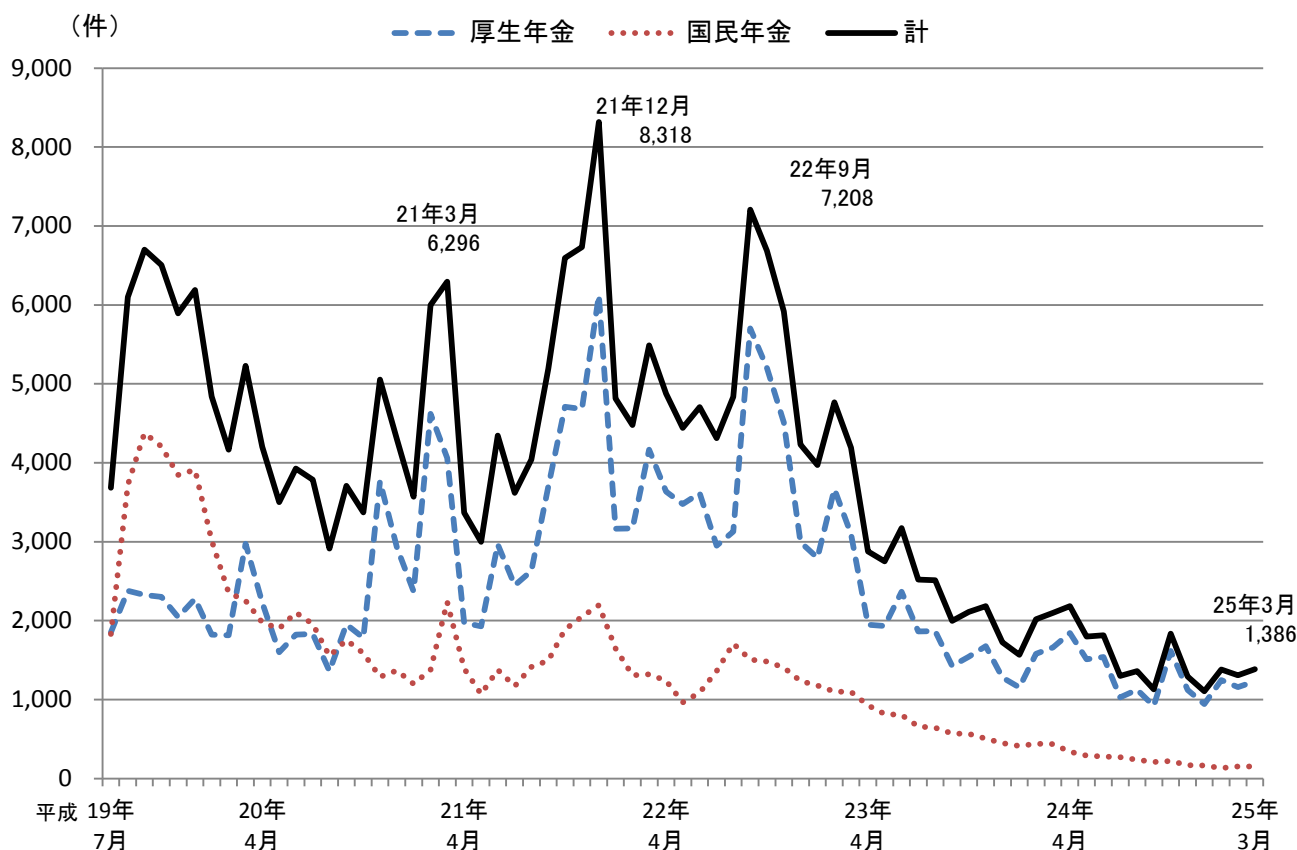
○ 平成24年度の申立受付は17,863件

前年度27,606件から約35%の減少。平成21年度(約6万件)の3割以下

○ 平成22年9月以降、申立受付件数は大きく減少の傾向。 ピーク時の約8割減

平成25年3月の受付件数は1,386件で、ピーク時(21年12月:8,318件)の約8割減

月ごとの申立て受付件数推移



【参考】
日本年金機構
(旧社会保険庁)
の取組

H19.12~20.10
ねんきん特別便
発送

H21.4~ ねんきん定期便発送

H22.9 脱退手当金についてのお知らせ発送

○ 平成24年度に受け付けた17,863件のうち、13,526件(76%)の処理が終了

→ 昨年同時期(平成23年度終了時点)での23年度受付事案の処理率は74%

- * 第三者委員会での処理 6,046件
- * 日本年金機構段階での処理 7,480件

・ 平成24年度には23年度以前の受付分も含め、20,623件を処理

- * 第三者委員会での処理 11,507件
- * 日本年金機構段階での処理 9,116件

・ このうち年金記録の回復が図られたものは13,600件

(年金記録の回復が図られた13,600件は、処理件数20,623件から本人取下げ等1,365件を除いた処理件数19,258件の70.6%に当たる)

* 第三者委員会の調査審議により記録訂正 5,454件

(記録訂正が必要と判断した5,454件は、第三者委員会の処理件数11,507件から本人取下げ等395件を除いた11,112件の49.1%に当たる)

* 日本年金機構段階で記録回復 8,146件

3 要処理残件数

○ 要処理残件数(※)は4,337件まで減少

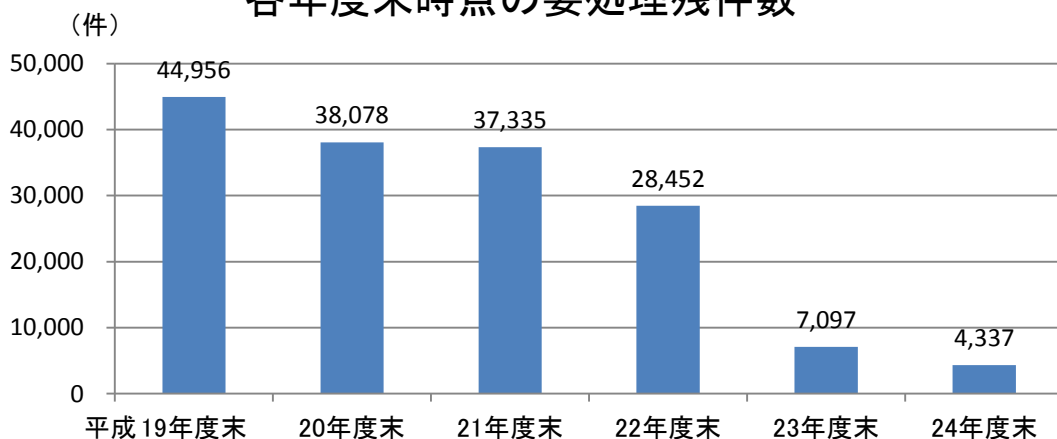
→ 平成19年度末(約45,000件)の約10%にまで減少

→ いわゆる「処理着手待ち」となっている事案はほぼなくなっている状態

※ 要処理残件数

＝年金事務所での受付件数－(日本年金機構段階での処理件数＋第三者委員会での処理件数)

各年度末時点の要処理残件数



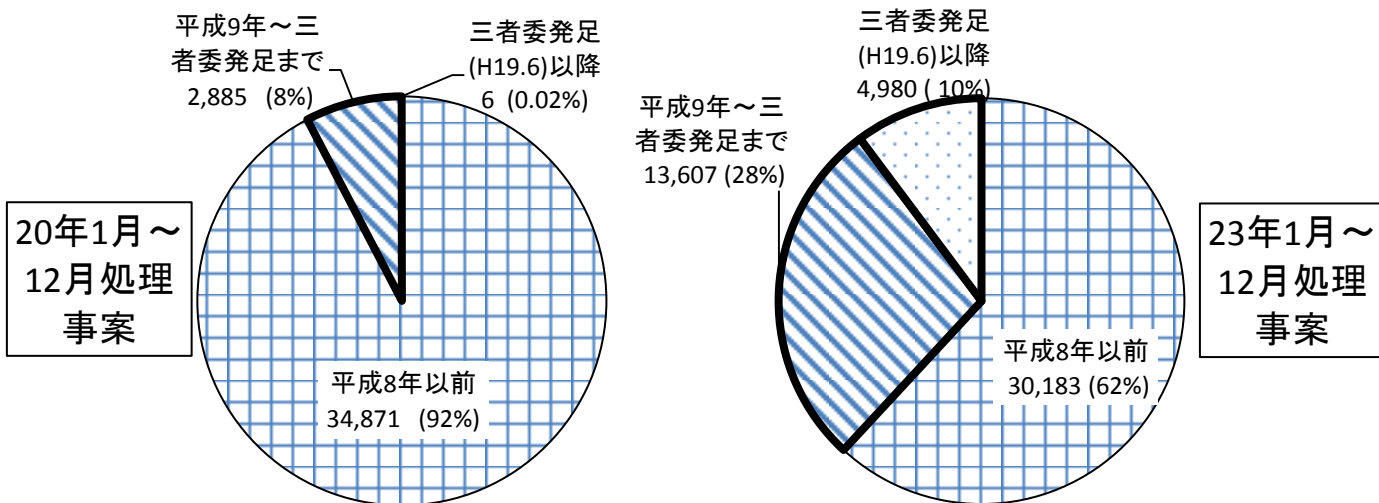
※当該数値は各年度末時点に確定した要処理残件数である

4 最近の申立事案の状況

平成23年度 年金記録確認第三者委員会の
活動の状況(平成24年5月9日公表) 抜粋

- 委員会設置当初は、古い時期の年金記録についての申立てが大半だったが、最近は、**新しい時期**（平成9年以降(注1)）の**年金記録**についての申立てが増加

（申立ての対象となった時期（申立期間）の数(注2)）



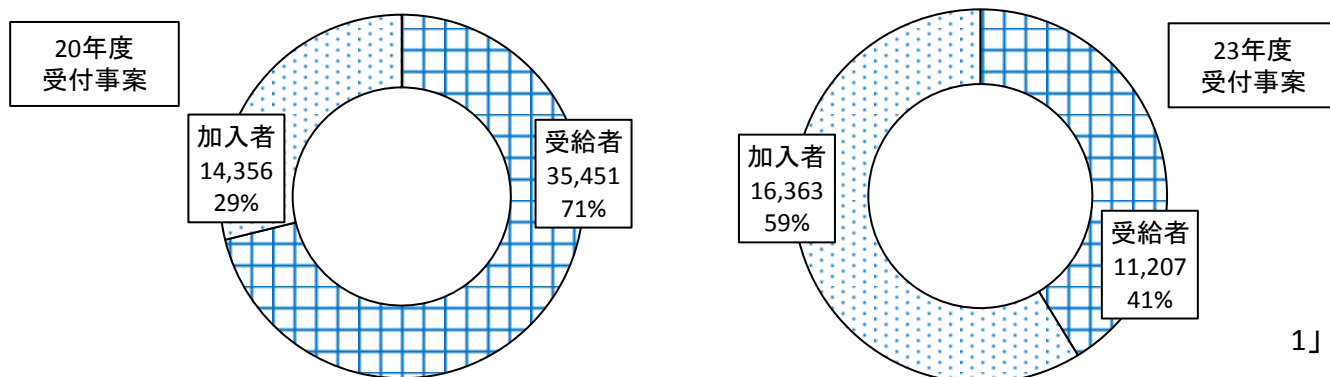
(注1) 平成9年から基礎年金番号が導入され、それまで制度間で異なった番号で管理されていた各人の年金記録を統一的に管理。これにより、保険料納付記録は基礎年金番号と紐づいて管理されることになったため、国側の事務誤りが減少。

(注2) 1回の申立てにおいて複数の期間について訂正を求めている場合もあるため、各年度の「処理事案数」と「申立ての対象となった時期（申立期間）の数」は異なる。

- 最近の申立ては、加入者に対して継続的に日本年金機構から送付されている「ねんきん定期便」を契機としたものが中心

24年2月～3月に第三者委員会で調査を開始した事案から抽出して、その申立人に「申立ての契機」を尋ねたところ、333件中143件(43%)が「ねんきん定期便」を契機と回答。

- 第三者委員会設置当初は、既に年金を受給している者からの申立てが大半だったが、最近は、**現役世代(年金を受給していない者)**からの申立てが増加



年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定
 平成 19 年 12 月 26 日 一部改正
 平成 21 年 6 月 25 日 一部改正
 平成 22 年 1 月 1 日 一部改正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第 1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第 2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第 1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、別表 1 に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第 3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第 3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表 2 に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表 3 に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第 4 その他

- 1) 厚生年金（脱退手当金に係るものを除く。）において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、国（厚生労働省）の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。
- 2) 別表 1 から別表 3 までについては、今後とも、必要に応じ追加等の見直しを行う。

(別表 1)

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。

国民年金	
調査対象	調査事項
申立人	(聴取及び確認事項の例) ・ 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等) ・ 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、申立期間以外の保険料の納付状況) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 (収集資料の例) ・ 国民年金手帳及び年金手帳 ・ 預貯金通帳等 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料 ・ 領収証書及び預り証(申立期間以外のものも含む。) ・ 家計簿等 ・ 日記及びメモ
配偶者、親族、知人等	(聴取及び確認事項の例) ・ 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等
集金人、自治会の役員等	(聴取及び確認事項の例) ・ 申立人の納付状況、当時の集金実態等
市町村	(聴取及び確認事項の例) ・ 申立期間当時の事務取扱等 ・ 国民健康保険の加入及び納付状況 (収集資料の例) ・ 被保険者名簿等 ・ 戸籍謄本、住民票等 ・ 課税証明書等地方税関係資料 ・ 広報誌等
事務センター等	(聴取及び確認事項の例) ・ 申立期間当時の事務取扱等 (収集資料の例) ・ オンライン記録 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿 ・ 特殊台帳等
第三者委員会の先例等	(確認事項の例) ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における類似申立ての有無

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
調査対象	調査事項
申立人	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態（業務内容、勤務形態、入退社の時期等）及び保険料控除の状況 ・ 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 ・ 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の状況に関する証言を得られる同僚の有無等 （収集資料の例） ・ 給与明細書 ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書（控）等税務関係資料
事業主等	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無 ・ 申立人に係る届出及び保険料納付の有無 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、厚生年金への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等 （収集資料の例） ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
同僚等	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等
国民健康保険組合、健康保険組合又は厚生年金基金	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立人の加入状況
都道府県労働局等	（聴取及び確認事項の例） ・ 雇用保険の加入状況
法務局	（収集資料の例） ・ 商業登記簿の謄本
市町村	（聴取及び確認事項の例） ・ 国民健康保険の加入状況 （収集資料の例） ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立期間当時の事務取扱等 （収集資料の例） ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳）
第三者委員会の先例等	（確認事項の例） ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

脱退手当金	
調査対象	調査事項
申立人	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等（退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所における退職者への慣行等） ・ 申立期間当時の年金に対する意識等（脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等） ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 （収集資料の例） ・ 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 ・ 国民年金手帳 ・ 退職金の支給明細書
配偶者、親族、知人等	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
事業主等	（聴取及び確認事項の例） ・ 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 ・ 退職金支給の有無、その金額等 （収集資料の例） ・ 脱退手当金請求に関する資料 ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
同僚等	（聴取及び確認事項の例） ・ 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
厚生年金基金	（聴取及び確認事項の例） ・ 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する支給の有無等
市町村	（収集資料の例） ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	（聴取及び確認事項の例） ・ 申立期間当時の事務取扱等 （収集資料の例） ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳） ・ 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿
第三者委員会の先例等	（確認事項の例） ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(別表 2)

この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

国民年金	
保険料納付の有 無	(肯定的な関連資料の例) ・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。 ・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 (肯定的な周辺事情の例) ・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。 ・ 申立期間が短期間である。 ・ 申立期間以外の残余の期間は納付済みである。 ・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。 ・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。 ・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。 ・ 申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。 ・ 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。 ・ 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。 ・ 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。 ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

特例納付保険料 の納付の有無	(肯定的な関連資料の例) ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。 ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 (肯定的な周辺事情の例) ・ 特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。 ・ 特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致している。 ・ 特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間と記録されていた。 ・ 特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。 ・ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。 ・ 申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。 ・ 申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。 ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。
---------------------------	---

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり）（注１）	○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。 （肯定的な関連資料の例） ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間に係る届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険料が納付されたことが確認できる。 （肯定的な周辺事情の例） ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国（厚生労働省）の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の変定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できる。 ○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。 （肯定的な関連資料の例） ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 （肯定的な周辺事情の例） ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等の証言がある。 ・ 申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は勤務期間中変更がないことが確認できる。 ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。

全 部 記 録 な し (適用事業所なし)(注2)	○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。 (肯定的な周辺事情の例) ・ さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事業所が適用要件を満たしていたか。 (肯定的な関連資料の例) ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。
標準報酬月額等の相違(注3)	○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。 (肯定的な関連資料の例) ・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。 (肯定的な周辺事情の例) ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ○ 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が控除されていたか。 (肯定的な関連資料の例) ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。 (肯定的な周辺事情の例) ・ 人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支給等が確認できる。 ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てに対応する給与額の支給が確認できる。 ・ 同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく保険料を上回る保険料の控除が確認できる。

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情 (肯定的な周辺事情の例) ・ 資格喪失後おおむね 1 年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。 ・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がない。 ・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。 ○ 申立人本人が請求したとは考え難い事情 (肯定的な周辺事情の例) ・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。 ・ 婚姻等による改姓後おおむね 6 か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）等において、申立人の姓は改姓されていない。 ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金、厚生年金等に参加し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。 ・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証言がある。 ○ 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情 (肯定的な関連資料の例) ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。 ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない（当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所（年金事務所）において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。）。

	(肯定的な周辺事情の例) ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。 ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。 ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。 ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿（原票）には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示がない。 ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳（旧台帳）の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。
--	--

(注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が国（厚生労働省）の年金記録と異なっているケースである。

(別表 3)

国民年金	
保険料納付の有無	○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの、申立期間の全部若しくは一部が平成9年1月以降であるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。） 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがあるもの ・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの ・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの ・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないもの ・ 申立期間が1年以下であるもの ・ 申立期間がおおむね2年程度に満たず、かつ、次のいずれかの肯定的な周辺事情を有するもの - ア 申立期間中、配偶者が保険料を納付済みであり、かつ、申立期間に近接する時期に、申立人と配偶者が同一年月に納付していることが確認できるもの - イ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できるもの - ウ 申立期間の回数が1回、前後の時期は保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外の残余の期間は納付済みであるもの
特例納付保険料の納付の有無	○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。） 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり） 標準報酬月額等の相違	○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。） 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ 事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認できるもの ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの（旧社会保険事務所（年金事務所）への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。） ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料が納付されたことが確認できるもの ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できるもの ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの ○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。） 別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。） 別表２に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの（当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所（年金事務所）において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できるものを除く。） ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされているもの ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていないもの ・ 別表２記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもあるもの ・ 別表２記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの

厚生年金事案の調査審議の流れ

申 立 て

年金事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】 給与明細、源泉徴収票、辞令など
 - 【事業所保管資料】 賃金台帳、人事記録、資格得喪確認通知書など
 - 【関連制度の資料】 雇用保険被保険者情報、厚生年金基金加入記録など
 - 【厚生労働省保管資料】 紙台帳、オンライン記録など

送 付

年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

- 申立人に対する聴取(勤務実態、保険料控除の状況など)
- 同僚・上司に対する聴取(申立人の勤務実態、当時の厚生年金適用状況など)
- 事業主に対する調査(申立人に係る保険料控除、届出・保険料納付の有無、当時の厚生年金適用状況など)
- 必要に応じて関連資料の収集(同僚等の年金記録、戸籍・住民票、商業・法人登記簿など)

付 議

再調査指示

委員会審議

①事業主による届出・保険料納付

事業主による届出・保険料納付があったと認められる。

事業主による届出・保険料納付があったと認められない。

②保険料控除

保険料控除があったと認められる。

保険料控除があったと認められない。

標準報酬月額の特定

③事業主による
保険料納付義務

事業主による保険料納付義務の履行は不明

事業主による保険料納付義務の履行はなかった

総 務 大 臣

厚年法によるあっせん

特例法によるあっせん
(納付不明)特例法によるあっせん
(納付なし)

記録訂正不要

厚生労働大臣

＜参照条文＞

◎ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出又は第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

◎ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

（保険給付等に関する特例等）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2～7 （略）

国民年金事案の調査審議の流れ

申 立 て



年金事務所

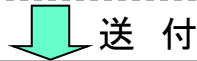
○申立ての受付・申立概要の聴取

○関連資料の収集等

【申立人所持資料】 年金手帳、確定申告書、家計簿など

【市町村保管資料】 市町村被保険者名簿など

【厚生労働省保管資料】 国民年金被保険者台帳、オンライン記録など



送 付

年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

○申立人からの聴取

・国民年金に加入した経緯、加入手続の状況

・保険料を納付した時期、場所、金額、納付方法

・一緒に納付していた者の有無など

○配偶者、同居親族の加入・納付状況の確認

○家族などに対する聴取(申立人の国民年金の加入・納付状況など)

○市町村に対する調査(当時の保険料徴収方法(例えば、集金組織の有無など)の確認)

○申立人その他からの関連資料の収集(戸籍謄本、預金通帳、市町村の広報誌など)

付 議



委員会審議

再調査指示



国民年金保険料の納付の有無

・確定申告書、家計簿等に保険料相当額の記載がないか

・申立期間は短期間か、配偶者、同居親族は納付済みか

・申立内容が、当時の事務取扱と一致するかなど様々な要素を考慮

国民年金保険料を納付していた
と認められる。

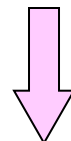
国民年金保険料を納付していた
と認められない。

総 務 大 臣

あつせん



記録訂正不要



厚生労働大臣

脱退手当金事案の調査審議の流れ

申 立 て

「脱退手当金を受給していない」



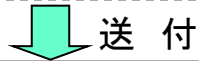
年金事務所

○申立ての受付・申立概要の聴取

○関連資料の収集等

【申立人所持資料】 被保険者証・年金手帳など

【厚生労働省保管資料】 厚生年金被保険者名簿、オンライン記録など



送 付

年金記録確認第三者委員会

委員会事務室における調査

○申立人からの聴取

・退職時の脱退手当金に関する説明の有無、内容、年金に対する認識など

○家族などからの聴取(退職時の状況など)

○事業主に対する調査(脱退手当金の代理請求の有無、方法など)

○関連資料の収集(戸籍謄本など)

○同僚の脱退手当金の支給状況の確認

○脱退手当金支給手続の検証

・支給時期、金額、対象となる期間など、事務処理に不自然な点はないか

付 議



委員会審議

再調査指示



脱退手当金の受給の有無

○公簿の推定力を認める社会保険審査会の裁決例を踏まえて判断

・脱退手当金支給に関する一連の事務処理に、不自然な点はないか

・申立人の意思に基づいて請求がなされたことを疑わせる事情はないか

脱退手当金を受給していないと認められる。

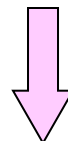
脱退手当金を受給していないとは認められない。

総 務 大 臣

あつせん



記録訂正不要



厚生労働大臣

年金記録回復基準（職権訂正基準）について

1 基準設定の基本的考え方

- 第三者委員会において審議した場合に確実にあっせんとなる事例については、申立人の年金記録の早期回復を図る目的から、年金事務所の申立ての受付段階で記録回復できるようにすることが肝要
- そこで、第三者委員会の先例の分析等を通じ、「基本要件」と「除外要件」を定めた基準を制定し、この基準に従い、年金事務所段階における記録回復を実現

2 現在実施されている年金事務所段階の記録回復基準の概要

（１）国民年金

- ① 申立内容に対応する以下のような関連資料がある場合
 - 確定申告書（控）
 - 家計簿
 - 口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録 等
 - ② 短期間の未納期間に関する申立ての場合
 - 申立期間が１年以下であって（現年度納付に限る）、他に未納がなく、かつ、配偶者等が納付済みであるなどの事情がある場合
 - 申立期間が１年以下であって、他に未納がなく、申立期間の前後の期間が納付済みなどの事情がある場合
 - 申立期間の合計が２年以下であって、他に未納がなく、かつ、申立期間の全について同居親族全員が納付済みであるなどの事情がある場合 等
- ※ いずれの場合も、基礎年金番号制度が導入された平成９年１月以降の納付についての申立ての場合等を除く。

（２）厚生年金（遡及訂正事案）

- ① あっせん事案並びに②及び③による記録訂正事案と同様の遡及訂正処理が行われている同僚（法人の役員を除く）の場合
 - ② 事業所の全喪日以後の遡及訂正の場合
 - 給与明細書等により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合
 - 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、遡及して申立人の記録が訂正されている場合 等
- ※ 申立人が当該法人の役員であった場合等を除く。

③ 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある約6万9千件の記録に係る標準報酬遡及訂正（次の3つの条件に該当するもの）の場合

- 標準報酬月額の下げ処理と同日または翌日に資格喪失処理が行われている
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている

※ 申立人が当該法人の役員であった場合や、事業主から遡及して標準報酬を引き下げる等の説明を受け、それに同意していた場合等を除く。

（3）厚生年金（厚生年金特例法に基づく「包括的意見」による記録回復）

① 総報酬制が導入された平成15年4月以降の賞与に係る申立てであって、給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等により、保険料が控除されていた事実が確認できる場合

② 同一企業グループ内における転勤等により被保険者資格期間に1か月間の空白がある事案で、申立期間において勤務が継続していたことが確認できる資料がある場合 等

※ いずれの場合も、申立人が当該法人の役員であった場合や、事業主から保険料を控除していない等の説明を受け、それに同意していた場合等を除く。

（4）脱退手当金

① 脱退手当金支給決定時に発行済みの厚生年金被保険者証に支給表示がない場合

② 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間（脱退手当金未支給期間）があり、当該脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた場合 等

※ いずれの場合も、脱退手当金が支給されていたことをうかがわせる書類等が年金事務所において確認できる場合等を除く。

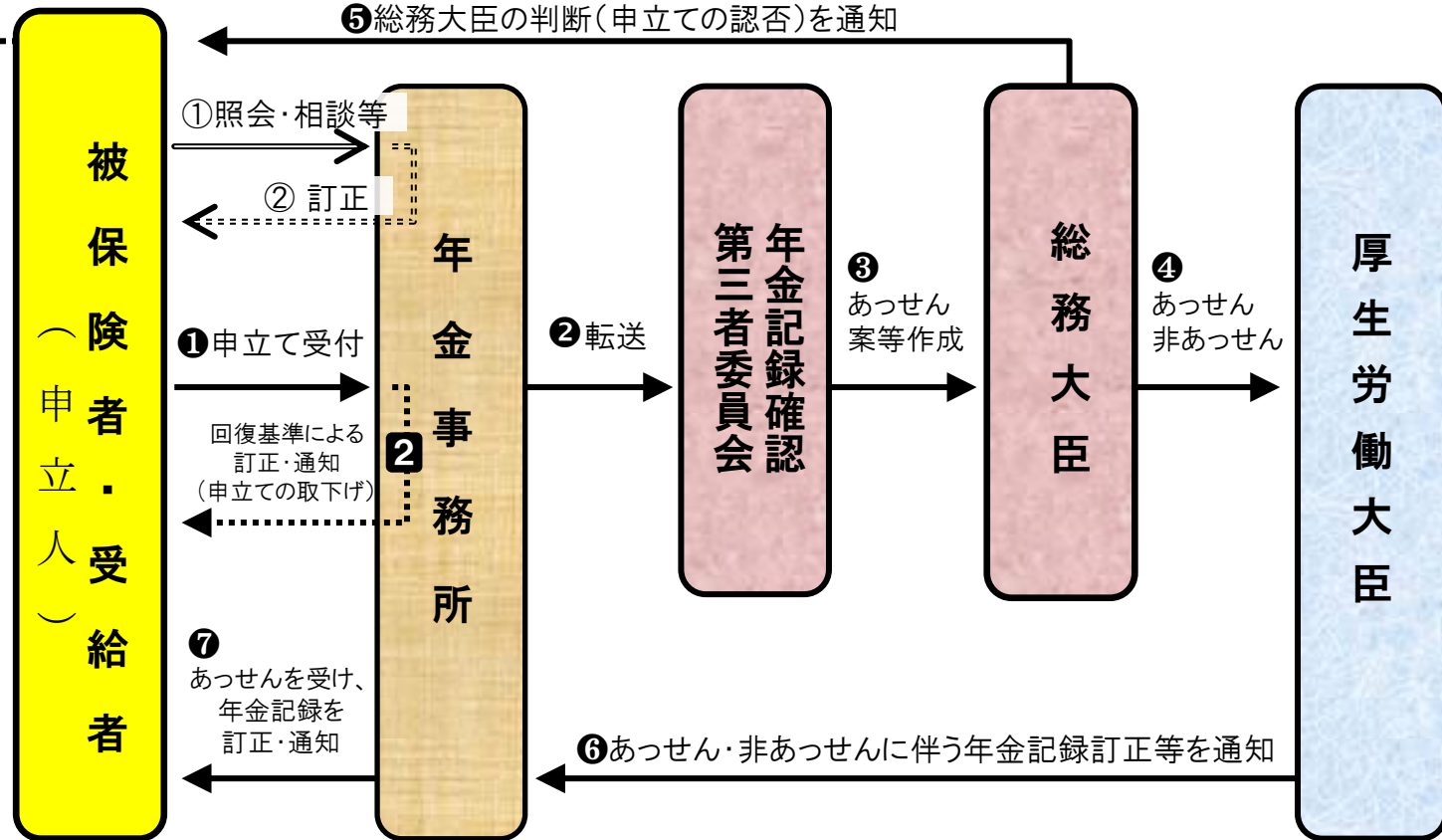
第1回年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会
平成 25年 5月 7日

資料 2-1
(抜粋)

申立てから第三者委員会による処理まで133日程度(H25.3月時点)

不服申立て手続きなし
司法手続への移行に課題

申立てに係るあっせんについて却下される傾向



- 年金記録確認第三者委員会は、総務省の所掌事務である、行政機関の業務に関する苦情の申出について必要なあっせんの事務を行う。
- 「一応確からしい」(疎明基準)との基準によって、調査審議を行い、あっせん案を作成。これにより、総務大臣から厚生労働大臣へあっせんを行う。
- あっせんは、行政処分ではなく行政の事実上の行為であるため、非あっせんの場合、これへの訴訟提起は却下される傾向 (※)。
- 第三者委員会のあっせんによる訂正以外にも、「回復基準」に基づく訂正、事務所窓口での照会・相談等を通じた訂正がある。

(注) 「回復基準」とは、年金記録回復の迅速化を図るため、申立てを年金記録確認第三者委員会に送付することなく年金事務所段階において年金記録を訂正することができる場合の基準要件を定めたもの。「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)に規定している。

(参考)国民年金法及び厚生年金保険法に規定する原簿の「記録」

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(国民年金原簿)

第十四条 **厚生労働大臣は**、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(記録)

第二十八条 **厚生労働大臣は**、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)、基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(参考)総務省年金記録確認第三者委員会による訂正の関連規定

総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 (略)

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二～九十九 (略)

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)

附則

(年金記録確認中央第三者委員会)

第二十二條 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会(以下この条において「中央委員会」という。)を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせん(以下「年金記録に係る苦情のあつせん」という。)に当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであつて他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従って策定した基本方針(次条第三項において「基本方針」という。)に基づき、あつせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令(平成十九年政令第百八十六号)の定めるところによる。

(年金記録確認地方第三者委員会)

第二十三條 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会(以下この条において「地方委員会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、四とする。

3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成する。

4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

年金記録確認第三者委員会の概要

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務大臣の下に設置。（平成19年6月22日）

委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん（※1）を行い、厚生労働省（日本年金機構）はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法（第4条第21号）に基づくあっせん「各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」

- 判断及びあっせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。（疎明基準）

(1) 年金記録確認中央第三者委員会

① 役割

- i) 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定（平成19年7月10日総務大臣決定）
- ii) 各地方委員会があっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成

② 設置場所：総務省本省

③ 委員：30人以内

（委員長：高野利雄弁護士（元名古屋高等検察庁検事長））

(2) 年金記録確認地方第三者委員会

① 役割：個別の苦情あっせん案の作成 ② 設置場所：管区行政評価局・行政評価事務所等（全国50か所（※2））

③ 委員各地方委員会ごとに以下のとおり（全国で588名 H24.12.1現在）

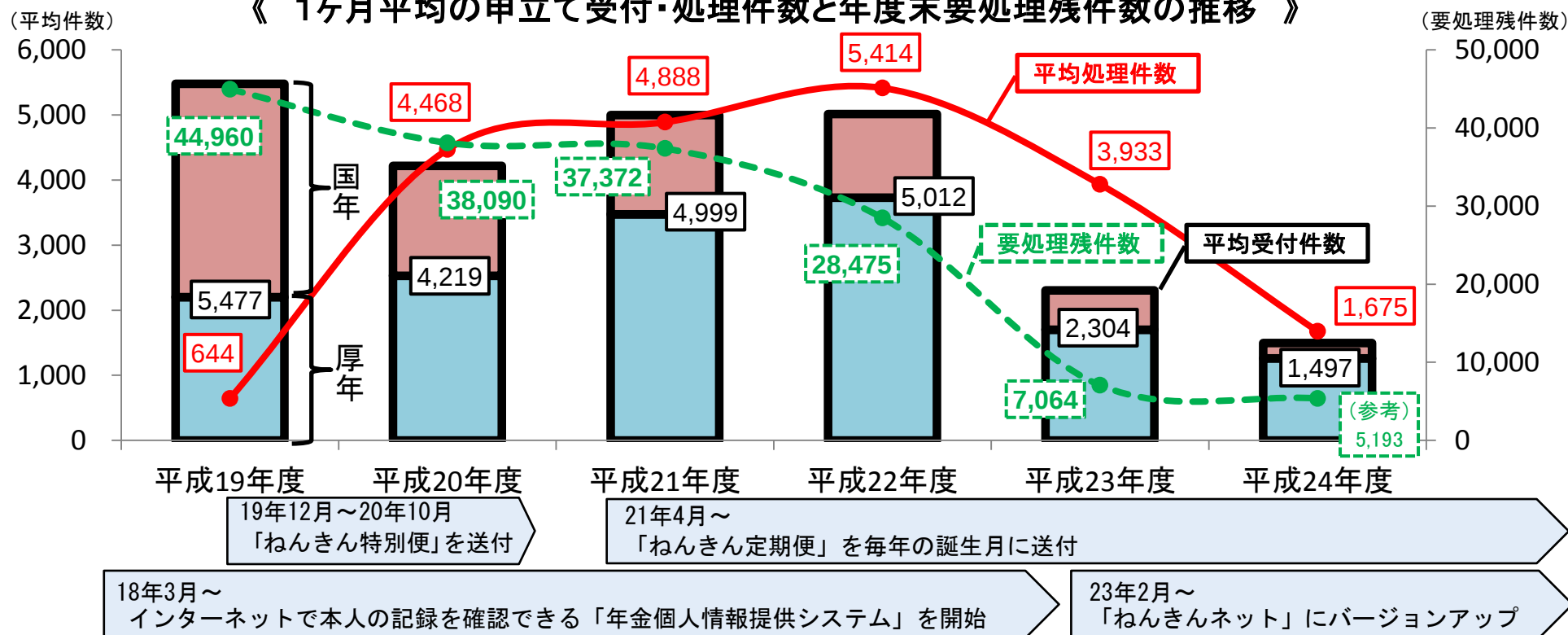
- ・100人以内：東京
- ・60人以内：埼玉、愛知、大阪、神奈川の4委員会
- ・40人以内：北海道、宮城、福岡、千葉、新潟、静岡、京都、兵庫の8委員会
- ・20人以内：上記以外の37委員会

※2 平成25年5月からは、全国50か所に設置されている地方委員会を全国9か所の管区局等に置かれる委員会に集約予定

第三者委員会発足以降の申立ての受付件数と処理状況

- 第三者委員会発足以降、これまで約 26万件（約 12万件の記録回復）の申立てを処理（平成24年12月）。
- 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、近年低下傾向。
〔平成21年12月分 8,318件（ピーク）→ 平成24年9月分 1,130件〕
- 申立て事案の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 年金記録訂正に係る要処理残件数は、大幅に減少。
〔① 平成22年度末の約28,500件は、23年度末では約7,000件に減少
② 平成19年度末（約45,000件）に比して23年度末では約16%まで減少〕

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



（注）

- 棒グラフ濃い部分が国民年金、薄い部分が厚生年金に係る事案の受付件数（月平均）を示している。
- 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所（回復基準）・第三者委員会の処理件数（月平均）を示している。
- 点線部分は各年度末の要処理残件数（24年度においては12月時点）を示している。

厚生年金事案の誤り要因について

➤ 新しい厚生年金の記録(※1)に関する申立て事案は、事業所からの届出の漏れや誤りなどが主な原因となっている。

(誤り等の主な事例)

○ 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

- ① 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている(賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど)
- ② 賞与額の記載ミスがある(金額を一桁間違えているなど)、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど

○ 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

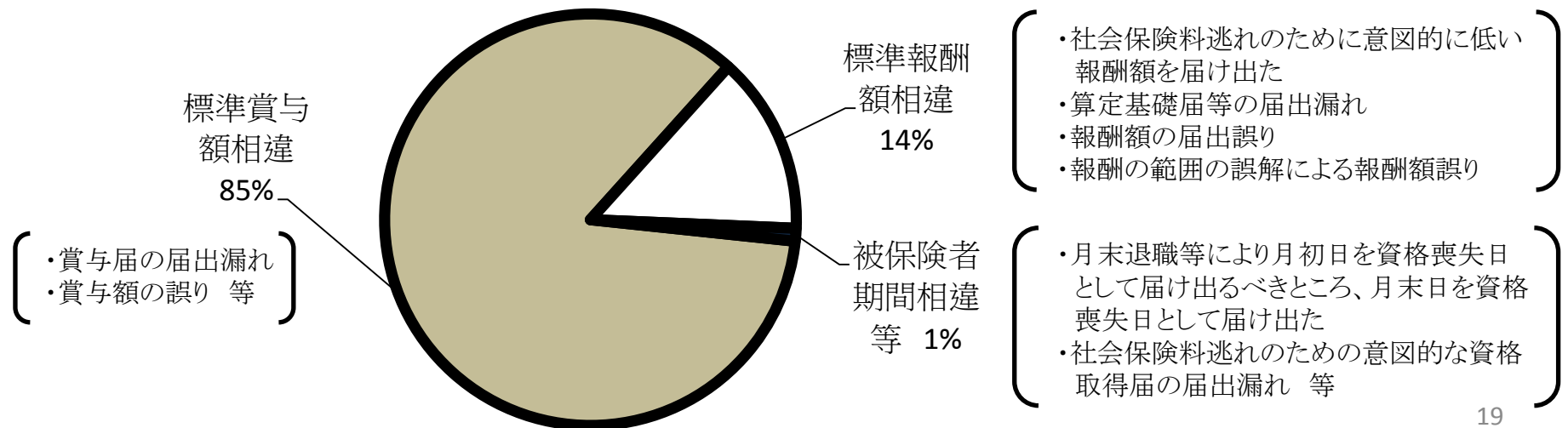
- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
- ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている(基本給部分だけを算入している等)
- ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

※1 年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。

《新しい厚生年金の年金記録に関する申立てのうち記録訂正をあっせんされた事案の申立て類型別の内容》(※2)



※2 出典：「年金記録確認第三者委員会報告書(平成23年6月)」より算出 (平成23年5月31日時点において、処理済みとされた数値を活用)